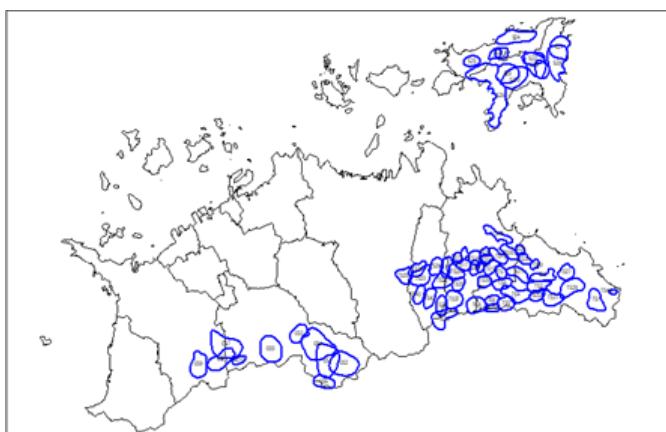


ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画(第3期計画)の概要

鳥獣の種類	ニホンザル
計画期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日（第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内）
対象地域	香川県全域
目的	・農業被害及び生活環境被害の防止 ・自然度の高い森林地域において、集落依存度の低い地域個体群を将来にわたって健全に維持

○生息状況

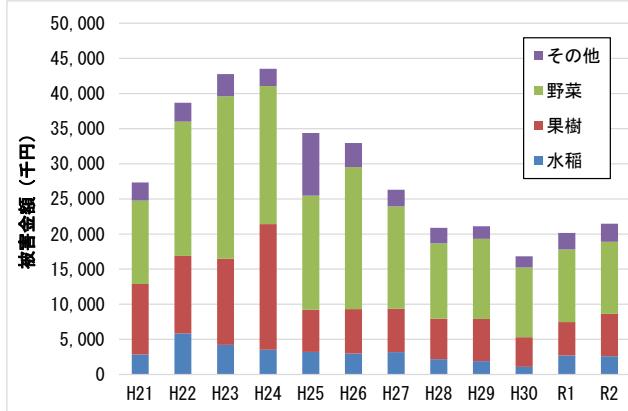
- 県内には合計67群が生息。生息頭数2,400～3,100頭
- 県内の地域個体群を東讃、中西讃、小豆島に区分すると下図のとおり。



香川県内のニホンザル群れ分布（生息状況調査）

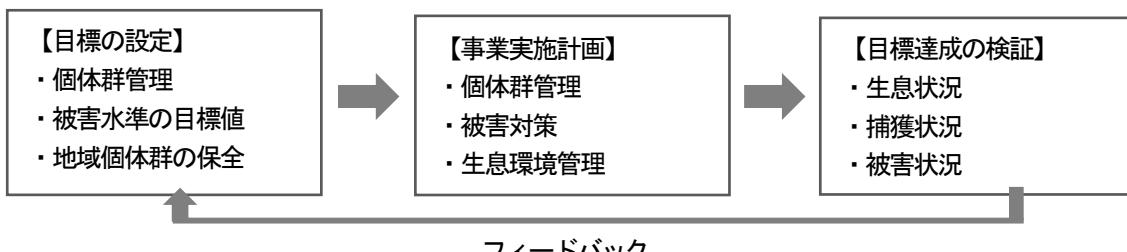
○農業被害

- サルの群れが平野部にも進出するようになり、野菜、果樹などの被害が多い。被害金額は横ばいの状況。
- 令和2年度の農業被害は、34.7ha、2,146万円となつておき、前年度から微増。



○適正管理の基本的な考え方

- 毎年、生息状況についてモニタリング調査を実施し、県内の3つの地域個体群ごとに個体群管理や被害対策を検討する。



○具体的な管理目標

区分	内容
個体群管理目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本計画期間内に加害レベル4以上の加害群（9群）について捕獲と被害対策によって無害化する。 ✓ 県内の地域個体群を保全するため、地域ごとの20年後の絶滅確率を0.01%未満とする。
被害対策管理目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個体群管理と被害対策により、計画期間内のニホンザルによる農作物被害総額を過去5年間（平成27年度～令和元年度）と比較して1割減の9千5百万円※に抑える。

※ 香川県農業・農村基本計画（令和3年度～令和7年度）による。

○個体群管理

・サルの有害鳥獣捕獲許可基準

市町は、許可に当たっては、第13次鳥獣保護管理事業計画に定めるほか、次の基準のいずれかに該当することを許可基準として設定する。

区分	内容
基準1	✓ 地区獣友会等の捕獲実施主体に対し必要な協力が行われるよう、関係機関等で構成する市町の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として被害対策に取り組んでいること。
基準2	✓ 実際に侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること。
基準3	✓ 住居集合地域等に出没した場合等、生活環境への被害等の被害が発生するおそれがあること。

※市町が主体となる有害鳥獣捕獲において「加害レベル4以上」の群れの捕獲に取り組む際には下記の「サルの管理捕獲実施基準」を考慮のうえ捕獲を実行する。

・サルの管理捕獲実施基準

管理捕獲の対象とする群れは、基準1を必要条件とし、その他の基準に該当する数が多いほど優先度を高めることとする。なお、基準1の「加害レベル」は、環境省ガイドラインの判定基準に基づいて評価する。捕獲方針は加害レベルや個体数等の特性に応じて決定し、群れの除去や規模の大きい捕獲について計画的な管理捕獲を実行する。

区分	内容
基準1	✓ 加害レベルが4以上であること。
基準2	✓ 群れの個体数が100頭を超えていていること。
基準3	✓ 住居集合地域等の容認できない地域に群れの行動域が拡大していること。

○被害対策

・侵入防止柵と追い払い

サルによる農業被害の防止には、電気柵を中心とした広域的な集落柵と個別柵の設置、地域ぐるみの追い払い実施が効果的である。柵の設置を支援するほか、鳥獣との棲み分けを図る緩衝帯(鳥獣ストップゾーン)の整備を推進する。

・地域一体となった防除体制の推進

県は、集落を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材の育成を支援するほか、農業改良普及センターによる効果的な防除方法等の普及活動を実施する。

・住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

○生息環境管理

みどり保全課と農業経営課、関係市町及び鳥獣被害防止対策協議会で情報の共有を図ることにより、餌場としての集落の魅力を減らし、自然度の高い森林地域の生息地としての役割を高めることで、理想的な棲み分け対策を図る。

○目標達成の検証

・広域的な生息状況の把握

次期5カ年計画(第4期)の策定に向けた基礎資料として、本計画期間中に県内全域の群れ分布、推定行動域、加害レベル、推定個体数を見直すための生息状況調査を実施する。

・対策を強化すべき加害群の特定と詳細な行動域の把握

「加害レベル4以上」の群れの個体を県又は市町が捕獲する際には、電波発信機等を装着し加害群を特定するとともに詳細な行動域を把握し、大型檻等による効果的な捕獲を実施するための情報に資する。

・個体数の実測

管理捕獲を実施する群れは、個体数を実測し捕獲目標頭数を決定する。

・捕獲個体調査

捕獲した個体について、調査票により捕獲方法・場所・性別・齢を記録する。

・絶滅確率の計算と将来予測

県は、本計画終了時、地域個体群ごとに絶滅確率の計算を行い、20年後の地域ごとの絶滅確率が目標とする0.01%未満になるように、事業実施計画において必要な措置を講じるものとする。

・捕獲状況調査

有害鳥獣捕獲、県主体捕獲事業等による前年度の捕獲状況を毎年、6月中旬を目途として取りまとめる。

・被害状況調査

農業被害の発生状況を把握する。取りまとめた結果は、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。